訪問看護ステーション 運営相談事業 実施要項

1. 目的

訪問看護ステーションが、法律に基づき適正な訪問看護サービスを提供し、安定的に管理運営・経営が行えるよう、管理運営・経営に関する悩みを解決し、管理力などの向上を図る。

2. 事業内容

訪問看護ステーション 運営相談事業

ア) 事業概要

訪問看護ステーションを管理運営・経営していく中で、困り事や疑問が生じることがある。これに対し情報を得たり、助言を希望する訪問看護ステーションに、その内容に応じて豊かな経験を持つ訪問看護ステーションの管理者等が指導助言を行い、解決に向かうことができ、適切な訪問看護の提供と訪問看護ステーションの適正な運営を目指す。

イ) 対象

訪問看護ステーションを管理運営・経営する上での質問や悩み等の相談を希望する滋賀県内の訪問看護ステーション管理者および看護職

ウ) 事業実施期間

令和5年4月1日 ~ 令和6年3月30日

- 工) 相談方法
 - ①随時相談 相談はメール等で実施する
 - ②面接相談 事前に訪問看護支援センターに予約し、指定された場所で実施する

才) 申込方法

①随時相談

(1) 相談を希望するステーションは、相談したい内容について、様式1をメール添付し訪問看護支援センターに申し込む

((様式1は、滋賀県看護協会訪問看護支援センターのホームページよりダウンロード(エクセルファイル)、メールにエクセルファイルを添付して申込)

- (2) 訪問看護支援センターにて、内容を確認し、助言指導者に相談内容を様式2にて依頼する
- (3) 助言指導者から訪問看護支援センターに回答内容を様式3にて報告する
- (4) 訪問看護支援センターから相談のあった訪問看護ステーションへ様式4により回答する
- ②面接相談(1回 1時間程度とし、1ステーション2回までを限度とする)
 - (1) 相談を希望するステーションは、相談したい内容について、様式1をメール添付し訪問看護支援センターに申し込む
 - (2) 訪問看護支援センターにて、内容を確認、日程や助言指導者を調整、相談内容を様式2にて依頼する
 - (3) 指定された日時、場所にて相談を行う
 - (4) 助言指導者は、助言指導内容を訪問看護支援センターに様式3にて報告する

3. 実施主体

この事業は、公益社団法人滋賀県看護協会の訪問看護支援センターが調整し、訪問看護ステーション管理者等の協力を得て実施する。

4. その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は看護協会長が別途定める。

付則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。